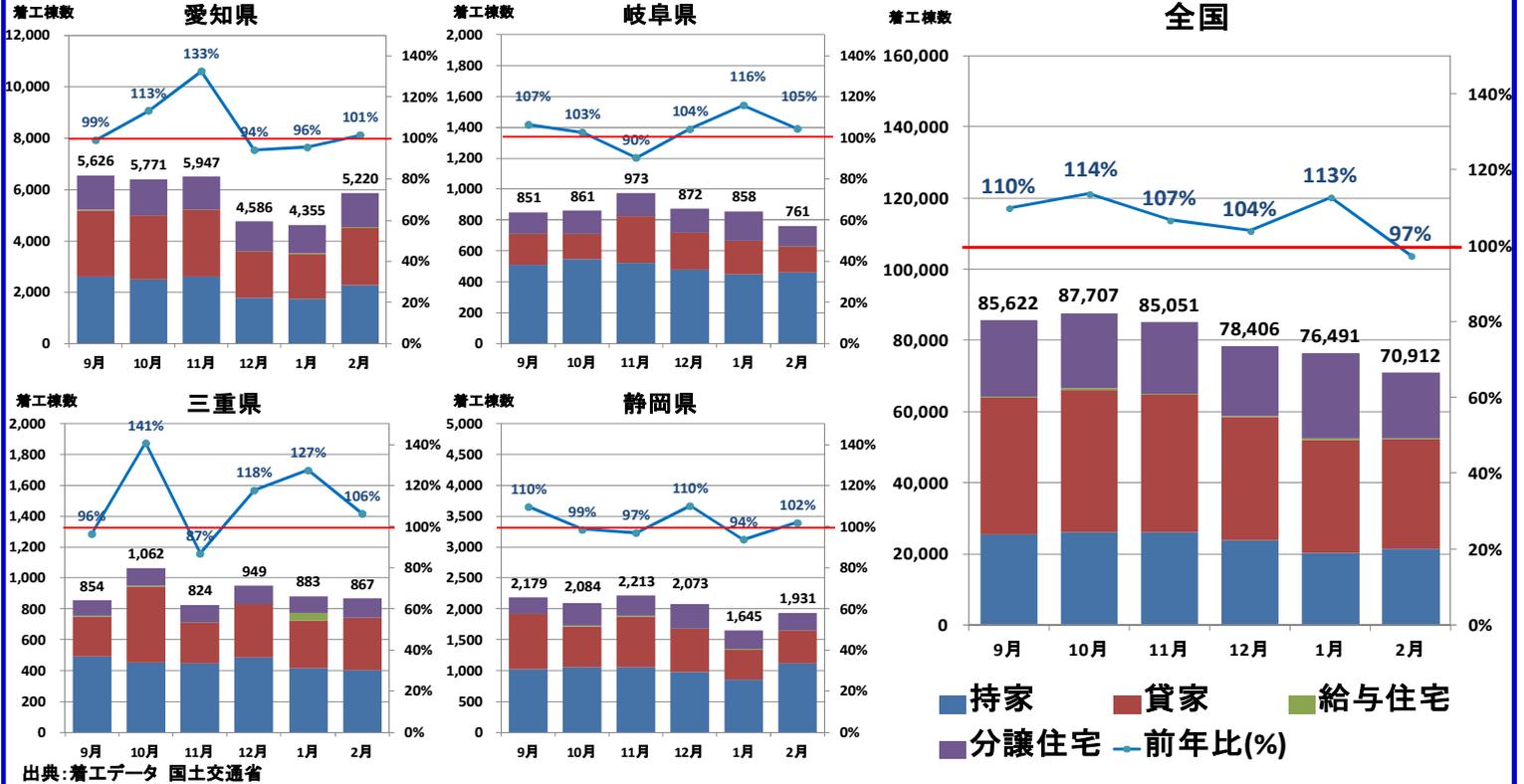


## 東海4県の着工推移



## 国土交通省 建築物省エネ性能表示「BELS」

### 「ZEHマーク」の表示がはじまりました

国土交通省による**建築物省エネルギー性能表示制度「BELS」**において、4月1日以降に評価を取得する住宅のうち**ZEH**の基準を満たすものについては、BELSラベルに**「ZEHマーク」**を併せて表示できるようになりました。これにより、BELSの評価と共にZEHの基準を満たした住宅であることを広告などでアピールすることが可能となります。

※詳細については、経済産業省資源エネルギー庁のHP「ZEHマーク」の運用についてを参照ください。

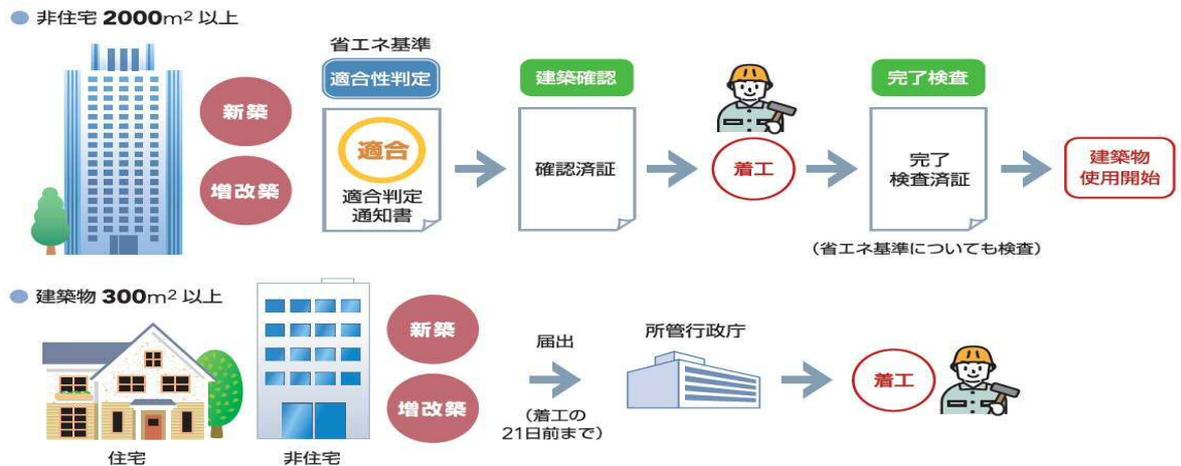


# 建築物省エネ法の施行スタート

平成29年4月1日より、規制措置(適合義務等)の施行が始まりました。**建築物省エネ法**第11条の規定により、建築主は特定建築行為をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか、**建築物エネルギー消費性能適合性判定**を受けなければなりません。適合していない場合は、確認済証が交付されません。また、検査の対象ともなりますので、建築物エネルギー消費性能基準に適合していないと検査済証も発行されません。

## 規制措置の対象

一定規模以上の建築物の新築・増改築が対象です



## 省エネ法と建築物省エネ法の比較概要(新築に係る措置)

		省エネ法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律	建築物省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大規模建築物 (2,000㎡以上)	非住宅	第一種特定建築物 <b>届出義務</b> 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	特定建築物 <b>適合義務</b> 【 <b>建築確認手続きに連動</b> 】
	住宅	<b>届出義務</b> 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)	非住宅	第二種特定建築物 <b>届出義務</b> 【著しく不十分な場合、 <b>勧告</b> 】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、 <b>指示・命令等</b> 】
	住宅	<b>努力義務</b>	<b>努力義務</b>
小規模建築物 (300㎡未満)	住宅事業建築主 (住宅トップランナー)	<b>努力義務</b> 【必要と認める場合、 <b>勧告・命令等</b> 】	<b>努力義務</b> 【必要と認める場合、 <b>勧告・命令等</b> 】

※省エネ法に基づく修繕・模様替え、設備の設置・改修の届出、定期報告制度については、平成29年3月末をもって廃止予定。

本法律の詳細については、国土交通省HP「建築物省エネ法のページ」

([http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html))を参照してください